本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二百六十二号）（総務省）

第１　地方自治法施行令の一部改正

　地方公共団体が包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結したときに告示すべき事項からこれらの契約を締結した者（外部監査人）の住所を除く。（第百七十四条の四十九の二十八第一号、第百七十四条の四十九の三十五第一号関係）

第２　公職選挙法施行令の一部改正

　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行に伴い、所要の改正を行う。（第百四十一条第一項関係）

第３　施行期日

　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和八年九月三日）から施行する。（附則関係）

◇デジタル庁組織令の一部を改正する政令（政令第二百六十三号）（デジタル庁）

１　デジタル庁に置かれる参事官の定数を改める。（第三条関係）

２　第三条第一項の参事官のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。（附則第二項関係）

３　この政令は、令和八年九月一日から施行する。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百六十四号）（内閣府本府）

１　令和八年熊本地震による熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域に係る激甚災害に対し、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例を適用する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百六十五号）（内閣府本府）

１　国立研究開発法人産業技術総合研究所による出資並びに人的及び技術的援助の業務の対象として、当該成果を活用し、又は活用しようとする事業者に対する助言、資金供給その他の支援の事業を行う者を追加する。（別表第二関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二百六十六号）（防衛省）

１　令和八年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四千七百三十一万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては千二十八万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては千二十七万円とすること。（別表第十一関係）

２　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百六十七号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

◇出入国管理及び難民認定法施行令及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令（政令第二百六十八号）（法務省）

第１　出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

１　在留資格の変更の許可等に係る手数料の納付に関する規定の整備

⑴　出入国管理及び難民認定法第六十七条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定める。（第二十五条第一項関係）

⑵　経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者を定める。（第二十五条第二項関係）

⑶　手数料を減額することができる者及び減額することができる額を定める。（第二十五条第三項関係）

⑷　手数料を免除することができる者を定める。（第二十五条第四項関係）

⑸　在留資格の変更等の申請に併せて特定在留カードの交付申請をした場合における在留資格の変更の許可等に係る手数料の特則を定める。（第二十五条第五項関係）

２　特定登録者カードの交付等に係る手数料の額に関する規定の整備

　出入国管理及び難民認定法第六十七条の二及び第六十八条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定める。（第二十五条の二関係）

３　権限の委任に関する規定の整備

　出入国管理及び難民認定法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任することができる法務大臣の権限を定める。（第二十六条関係）

４　特定在留カードの交付に係る手数料に関する改正

　特定在留カードの交付に係る手数料の納付を要しない場合を改める。（附則第七条関係）

第２　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正

　特定特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付を要しない場合を改める。（附則第三条関係）

第３　附則

１　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置を定める。

３　その他関係政令について所要の改正を行う。